

下水道法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 公共下水道又は流域下水道からの放流水に含まれる大腸菌群数に係る基準を大腸菌数に係る基準に変更するものとする。 (第六条関係)

第二 特定事業場から公共下水道又は流域下水道に排除される下水に含まれる六価クロム化合物に係る排水基準を強化するものとする。 (第九条の四関係)

第三 公共下水道又は流域下水道の設計、工事の監督管理又は維持管理を行う者の資格要件を緩和するものとする。 (第十五条及び第十五条の三関係)

第四 その他所要の改正を行うものとする。

第五 この政令は、一部の規定を除き、令和六年四月一日から施行するものとする。 (附則関係)